

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：平成27年3月24日（火）

会議出席者

<出席委員>

坂本委員、伊東委員、石井委員、後藤委員、佐藤委員、杉山委員、鈴木委員、田中委員、早見委員、福原委員、湯本委員

<事業者>

大月バイオマス発電株式会社 代表取締役 有坂氏

新エネルギー開発株式会社 取締役 森氏

株式会社環境研究センター 代表取締役片野氏、環境事業部長三浦氏、課長北坂氏、
課長勝間氏、飯村主任

株式会社大林組 上級主席技師 浅葉氏、課長伊東氏、主任江原氏、副課長萩原氏

<事務局>

前沢森林環境部次長、河西課長補佐、土橋副主幹、渡邊主任、三枝主事

次第

1 開会

2 議事

議題1 大月バイオマス発電事業 環境影響評価 評価書について

議題2 山梨県環境影響評価等技術指針の改正について

議題3 その他

4 閉会

資料

資料1 大月バイオマス発電事業環境影響評価書に係る意見取りまとめ状況

資料2 大月バイオマス発電事業環境影響評価書に係る意見整理表

資料3 開催技術審議会議事録概要（速報）

資料4 山梨県環境影響評価等技術指針の改正について

資料 記者配布資料

資料 山梨県環境影響評価等技術審議会等名簿

事業者提出資料

JR 中央本線電車内からの事業計画地の見え方について

1 開会

(河西課長補佐)

ただ今より、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催させていただきます。

本日の進行を務めます、森林環境総務課 課長補佐の河西でございます。よろしくお願いいたします。

2 あいさつ

(河西課長補佐)

まずはじめに、森林環境部次長の前沢からごあいさつ申し上げます。

(前沢課長)

あいさつ

3 議 事

(河西課長補佐)

続きまして、審議会の開催要件の可否について報告いたします。

本審議会は、山梨県環境影響評価条例により設置された審議会でございます。

本日は、15名の委員のうち、11名の出席をいただいておりますので、条例第47条11項に規定される、2分の1以上の出席が得られましたので本審議会が成立していることをご報告いたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

ここで、配布資料の確認を行います。次第、資料1、資料2、資料3、資料4、記者配布資料、山梨県環境影響評価等技術審議会等名簿、事業者提出資料です。資料に不足がある場合には、事務局まで申し出てください。

続いて、当審議会を円滑に進行するため、傍聴人の皆様への留意事項を申し上げます。会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対して公然と賛否を表明しないこと。騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。以上、御協力をお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

議長は条例第47条第10項に基づき、会長が務めることになっておりますので、坂本会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議題1 大月バイオマス発電事業 環境影響評価 評価書について

(坂本会長)

案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。

本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会においてご議論頂きましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。という事でご確認をお願いします。

今回は、非公開での審議を予定しておりませんが、審議の流れで必要であれば、非公開といたします。非公開審議の際には、報道関係者及び傍聴人の方には、本会場から退出願います。以上、ご協力をお願いします。

大月バイオマス発電事業に係る審議は、評価書手続きで60日での審査となるため、できる限り今日、意見を整理したいと考えております。

前回の審議会等において事業者から未回答であった部分についての説明を受けた後、質疑を行います。その後、これまでの意見の取りまとめ状況について、事務局から説明の後、意見交換を行います。また、議題2では技術指針の改正について、事務局から説明を受けた後、意見交換を行います。

それでは、議題1に入らせていただきます。まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

(事務局 土橋副主幹)

議題1に関する資料は、資料1、2、3でございます。資料1については、意見の取りまとめ状況になっております。資料2は意見整理表、資料3は、前回審議会で議論いただいた概要になっております。

資料2については、G列に委員や庁内、事務局からの意見を記載してあります。前回の審議会で議論頂いた内容についても反映してあります。H列については事業者回答になりますが、昨日までに回答いただいた内容を反映してあります。I列については、資料1の取りまとめになっております。網掛けがしてある部分が、意見の内容になっておりますので、よろしく願いいたします。

前回までの回答が反映されておりますので、内容については事業者の説明に合わせて確認いただければと思います。

(坂本会長)

初めての委員もいらっしゃいますので、説明いたしますが、資料3が前回の会議での委員の意見がございます。資料2には、委員の意見のほかに、県庁内の関係課の意見、事務局の意見をまとめてあります。最終成果物としては資料1に意見を取りまとめられております。

では、前回の審議会において未回答だった部分について、事業者から説明を資料2に基づ

いてお願いします。

(事業者 有坂氏)

それでは、資料2により委員からの意見を中心に説明させていただきます。

2番目の工藤委員の意見については、御指示のとおり追加記載いたします。

6番目の伊東委員の意見については、御指示のとおり追加記載いたします。

7番目の伊東委員の意見については、複数案が必要な環境影響評価項目については検討の上、ご指摘のとおり、記載いたします。

8番目の石井委員の意見については、A案からB案に変更になった理由として、A案より景観についても配慮した案としてB案が考案されました。上記のことを考慮して、B案についてより良い景観になるかを検討するためにA案と比較・検討した内容となっております。また、B案の中の複数案としては煙突の高さ、煙突の配置、色彩の検討について比較検討し、最も景観について配慮した予測結果を記載しております。

9番目の伊東委員の意見については、ご指摘のとおり、記載いたします。

10番目の工藤委員の意見については、御指示の通り、事後のモニタリングや事後の体制の確保について対応をいたします。

11番目の工藤委員の意見については、御指摘の通り、事後調査結果を踏まえて適切な対応をいたします。

12番目の高木委員の意見については、御指摘の通り、事後調査結果により適切に確認をいたします。

13番目の福原委員の意見については、御指摘の通り、騒音及び低周波音の事後調査を実施し、検討いたします。また低周波音につきましては周波数分析を併せて実施いたします。

18番目の事務局からの意見については、類似発電所の実績値ベースの想定値を記載しております。尚、A案の記載数値は排水量ベースの想定値として誤記であります。

26番目の大月市の意見については、ご指摘のとおり、環境に配慮して事業を進めていきます。また、住民対応においても迅速に適切な対応をとります。

27番目の甲州市の意見については、ご指摘のとおり、環境に配慮して事業を進めていきます。また、住民対応においても迅速に適切な対応をとります。

28番目の都留市の意見については、ご指摘のとおり、環境に配慮して事業を進めていきます。また、住民対応においても迅速に適切な対応をとります。

32番目の伊東委員の意見について、燃料の入手範囲は、概ね山梨県、東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県、長野県より入手いたします。乾燥工程については、乾燥後の燃料を購入し、納入させる計画としております。

35番目の都留市の意見については、ご指摘のとおりであり、生木屑チップの放射性物質については、搬入時に空間線量の測定を行い、焼却灰についても月1回の放射性物質のモニタリングを行います。

41番目の佐藤委員の意見については、予測結果においては事後調査により確認いたしません。

4 2 番目の事務局の意見については、当該発電所が 1 日 2 4 時間連続で定格発電を行うため排水においても同様に一定で処理する必要があり、放流監視槽にて変動吸収による調整後、定量ポンプにて一定化した排水を 2 4 時間連続的に放流することを P1-27 に説明文として追記いたします。

4 6 番目の佐藤委員の意見については、案 2 は予測地点 1 から予測地点 2 まで自然放流されて外気にさらされるため、水生生物の多い予測地点 2 では、取水前の現況の水温に近いものとなります。

予測結果においては事後調査により確認いたします。

5 5 番目の工藤委員の意見については、A 案は吾妻のプラントのデータを基に塩化水素の予測を行ったが、今回の燃料は木質のみであり、成分分析したところ、ゼロに近い値であることを確認しました。そのため、塩化水素の処理については「必要に応じて」の文言を入れました。施設の構造面では、消石灰を噴霧するためのノズル等はあらかじめ設置します。

5 8 番目の坂本委員の意見については、見解に示したように ERT-PSDM モデルは複雑な地形での影響を反映するのに適したモデルであり、無風時には適用できません。また、パフモデルでは、複雑な地形を反映できず、計画地にまったく合わない結果になってしまうという事情があり、できないとしました。

5 9 番目の坂本委員の意見については、御指摘の通り、説明の内容について記載いたしません。

7 0 番目の伊東委員からの意見については、地元の住民の方や自治体の方と相談し、運搬計画に反映していきたいと思えます。

7 1 番目の伊東委員からの意見については、搬出入車両のドライバーへは、事前指導を検討いたします。

8 7 番目の坂本委員からの意見については、調査を依頼した萩原ボーリングから見解が得られました。上流で浸透した笹子川の水であるというのは、あくまでヘキサダイアグラムから推測された結果であります。実際には、笹子川の水が直接伏流したのではなく、G2 井戸地点における集水域全体からの涵養水であり、その水が基盤岩中で一時停滞し、現地の頁岩の亀裂から出水したものであると考えられます。

8 9 番目の坂本委員からの意見については、ご指摘のとおり、変わらないと判断される可能性がありますので、補足的なデータの一つとして予測に使用することを検討いたします。

9 0 番目の後藤委員からの意見については、G2 井戸の近くに笹子川があるため、基盤上面の砂礫層内の出水に関しては、笹子川の伏流水である可能性があります。

しかし、本事業で取水を予定している地下水は基盤岩中であり、基盤岩の亀裂に貯留された裂か水であると考えられます。基盤岩である泥岩（頁岩）は難透水層となっているため、上部の砂礫層とは別水源であると考えております。

G2 井戸の深度毎の水量を見ると、基盤上面の砂礫層では 2 箇所とも 15L/分でしたが、基盤岩中にあたる深度 10.50m 以降では急激に増加しており、深度 19.25 ~ 30.25m にかけて 245 ~ 300L/分の出水が確認されていることから砂礫層と基盤岩の水は別の水であると考えられます。

また、G2 井戸と笹子川のヘキサダイアグラムの形状を比較すると形状は似ているものの、G2 井戸はやや溶存物質に富んでおり、笹子川は溶存物質に乏しい典型的な表流水の形状となっていることから別の水源であると考えられます。G2 井戸のヘキサダイアグラムに関しては、基盤境界上面付近と基盤岩中の 2 箇所ストレナーからの出水による結果ではありますが、基盤岩中からの出水量が圧倒的に多く大部分を占めているため、基盤岩中の水の結果と見て問題ないものと判断しております。

以上のことから、G2 井戸の水の起源は笹子川の水が直接伏流したのではなく、G2 井戸地点における集水域全体からの涵養水であり、その水が基盤岩中で一時停滞し、現地の頁岩の亀裂から出水したものであるため、あくまで地下水であり、基盤上面の砂礫層から出水している地層水とは別であると考えました。

その他、揚水試験におけるストレナーの位置は、基盤境界上面付近に 1 箇所、深度 26.70 ~ 32.20m の基盤岩中に更に 1 箇所を設置していましたが、本設井戸に関しては基盤岩中の 1 箇所（深度 20 ~ 30m）からのみ取水できるものを新設し、施工に際しては地表から基盤境界付近まではケーシング管周囲にセメントミルクを充填し、伏流水の可能性が考えられる基盤上面の地層水の流入を防ぐ構造を検討しております。

したがって、供用時に G2 井戸から揚水をした場合においても、基盤上面の砂礫層への影響はなく、地盤沈下は起こらないものと考えております。

9 3 番目の後藤委員からの意見については、現状では、計画地の地耐力が不足するため、地盤改良を行う予定です。また、建物の基礎はベタ基礎を施工する計画です。搬出土量は、ベタ基礎の容量と地盤改良で余る土量を積算して算出しております。今後、追加のボーリング調査を行って、杭工法等も含めて経済性を考慮して検討します。

9 4 番目の後藤委員からの意見については、ボーリング業者に依頼して調査しています。表層の粘性盛土 BS- c 層と、その下の礫質盛土 BS- g 層と一部の砂礫土 Ag 層は、50kN/m² 程度であり、支持基盤となる砂礫層 Ag 及び頁岩 Sh は、300 ~ 600kN/m² が見込まれました。この結果を、P.9-7-16 に追記します。

9 5 番目の後藤委員からの意見については、建物の水平震度については、建築基準法に則り、一次設計で水平震度 0.2（震度 5 程度の中地震想定）、二次設計で水平震度 1.0（震度 6 以上の大地震想定）として設計を行います。プラントの水平震度については、火力発電所の耐震設計規定に則り、水平震度 0.3 として設計を行います。

1 0 2 番目の佐藤委員からの意見については、環境保全措置の考え方は、委員の指摘のとおりである。しかし、設計側から工期の制約が示されており、造巣期となる時期での工事実施の可能性を検討する必要性がありました。これまでの観測データを確認した結果、事業地と営巣地が約 800m 離れていることを考慮した結果、2 月に工事を行ってもその影響は小さいと判断しました。

1 0 3 番目の佐藤委員の意見については、クマタカの保全については事業者が可能な限りの保全措置を講じることとします。

1 0 4 番目の佐藤委員の意見については、可能な限り保全措置を講じていきたいと考えております。

105番目の佐藤委員の意見については、建設機器の集中稼働を低減し、低騒音型の建設機械を選定することで、騒音レベルを抑えるなど、工事の組み方及び方法を工夫すること努力を行っていききたいと考えております。

107番目の佐藤委員の意見については、吾妻で250mを観測したので大月で同じことになるかというのは不確定であることは認識しております。白煙が発生する頻度に用いた温度・湿度に関しては現地調査の実測したデータを用いているので信頼できる。しかしながら、大気の状態は刻々と変化するため、不確定な要素が多いことは評価書にも記載しています。クマタカの行動が白煙に対する影響はあるものと予測しておりますので、クマタカの行動がどのように影響を受けるかは事後調査において把握し、必要な措置を講ずることを検討いたします。

108番目の高木委員の意見については、吾妻の事例がそのまま本事例と同様になるかどうかはわからない。白煙の発生頻度については、現地の大気の観測結果を基に算出しているため、発生頻度については、他の項目に比べ精度は高い。不確定な要素が多いことは、別冊P.46の下部に記載のとおりである。また、排ガス中の水分量について、吾妻の実績と今回の燃料の分析結果はP.9-15-118「表9-15-8 排ガスの緒元」に記載したとおり、吾妻の水分が多いです。

109番目の工藤委員の意見については、アドバイスとして検討時に反映していききたいと思っております。

110番目の佐藤委員の意見については、白煙の長さについては笹子と吾妻の冬季の気温を比較し再度検討します。また、無風の時は白煙は上に上昇するものと考えられますが、風配図より概ね上昇後白煙はゆっくりと西方向または東方向にたなびくものと予測されます。2については、施設稼働後の追跡調査は実施する方向で検討しておりますが自動カメラの導入などの調査方法については検討中です。3については、白煙除去装置はご指摘のように白煙発生を低減するものですが、地球温暖化の元となる温室効果ガス排出量の削減が謳われている昨今では導入の検討は考えておりません。

114番目の佐藤委員の意見について、県には後日説明していききたいと思っております。

116番目の早見委員の意見については、照明の設置場所や向きを検討していききたいと思っております。

121番目の伊東委員の意見については、計画可能な範囲において、緑地緩衝帯との植生の連続性を検討します。落石防止柵における動物の脱出経路については、開口寸法を検討し、施設内の樹木が動物による影響を受けないものとなるよう計画いたします。外部への脱出経路については、緑地緩衝帯全体として脱出経路を変更します。

123番目の小林委員の意見については、種名は「テイカカズラ」に修正します。事例を調べたところ、下垂させた場合の事例(民有地緑化ガイドライン 平成25年広島市)があります。

124番目の小林委員の意見について、ハリエンジュは外来種であり、おっしゃることは理解しておりますが、今回の計画は現状維持で、進めたいと考えています。

125番目の小林委員の意見について、計画地中央付近の19のすぐ隣にある15の植生

については今後伐採される前に現地で確認し、訂正が必要であれば補正評価書に修正いたします。また、詳しい経緯は把握していないが、地権者との話の中で、販売目的でエンジュを植えたことは確認しています。また、これのエンジュを伐採については同意を得ています。

126番目の湯本委員からの意見については、落石防止柵に設ける動物の脱出経路に関しては、開口寸法を検討し、施設内樹木が動物による影響の少ないものとなる様計画いたします。

127番目の石井委員からの意見については、追加資料として提出させていただきました。前回の審議会で指摘がありましたので、写真を撮影してフォトモンタージュを作成しました。電車から見える時間は概ね10秒程度でした。

128番目の石井委員からの意見については、P9-15-86.87のフォトモンタージュを見てもらうと分かりやすいのですが、作成しているフォトモンタージュは実際の状況に合わせるため南西側から太陽の光を当てたものとなっております。ご指摘のようにP9-15-100のフォトモンタージュについては目立たく見えますが、北東側からの写真であり影になっている面が描写されているために暗めの色となっております。

129番目の石井委員からの意見については、A案の茶系のアースカラーについては、コンサルとして三重県のガイドラインに沿って選択した色だが、B案については、日本風土にも合うモノトーンカラー2案と自然と調和するアースカラー1案を提案しています。モノトーンカラー案については、参照色として日本の伝統色から渋墨色と漆喰色を引用して説明文に表記いたしましたが、伝統色引用に違和感があるとのことのご意見ですので、提案書の説明を「日本風土に合うモノトーンカラーによる配色デザイン」と修正いたします。

130番目の石井委員からの意見については、B案ではモノトーンカラー2案と、アースカラー1案の計3案を基調とした配色提案について地元意見を募集し、大月市より「意見無し」とのご回答をいただいております。デザイン説明文の中で渋墨色や漆喰色の伝統色の表現に違和感があるとのことのご意見ですので、モノトーンカラー案については、評価書の説明を「日本風土に合うモノトーンカラーによる配色デザイン」と修正いたします。

131番目の工藤委員の意見については、「類似発電所での白煙の出現状況と大気状況が対応付けられるデータ」であるかを確認のうえ、検討いたします。

132番目の工藤委員の意見については、白煙の出現特性について文献を探してみます。類似発電所と大月の気象条件を比較し、想定される白煙の出現について検討いたします。

133番目の工藤委員の意見については、類似発電所において白煙の発生が交通機関等に視程障害をもたらす、あるいは景観を著しく損ねるといった事例や苦情は現在のところありません。

134番目の工藤委員の意見については、ご指摘のとおり、稼動前に説明する方向で検討いたします。

135番目の後藤委員の意見については、詳細は決まっていますが、適正な処分を行う業者に委託する予定です。

139番目の後藤委員の意見については、ご指摘のとおりとし、追加ボーリング調査の実施と杭基礎も含めて検討いたします。

141番目の工藤委員の意見については、生木屑チップ等からの温室効果ガスとしては、一酸化二窒素と二酸化炭素の2種類が排出されることとなります。御指摘の通り、カーボンニュートラルですので二酸化炭素はゼロとなりますが、一酸化二窒素は排出されてしまいます。従いまして、排出される一酸化二窒素を二酸化窒素換算したものを生木屑チップ等からの温室効果ガス総排出量として記載致しました。また、今後の報告書等においては積極的にクリーンエネルギー効果について表現いたします。

142番目の伊東委員からの意見については、アドバイスとしてお聞きしておきます。

143番目の工藤委員からの意見については、評価書に反映していきます。

145番目の甲州市からの意見については、悪臭につきましては、環境保全措置により発生の低減に努めるとともに、基準を遵守いたします。白煙につきましては、詳細な予測は困難であったため事後調査において景観・風景への影響を検証いたします。

147番目の後藤委員からの意見については、埋め立て土の由来は大月市から、リニア実験線のトンネル工事からの残土（ズリ）で埋め立てたと聞いています。

148番目の後藤委員からの意見については、電気事業法に則り対応します。非常用電源については、発電機を用意することを検討しています。

154番目の石井委員の意見については、指摘のとおりであり、○を付けます。

161番目の後藤委員の意見については、落石は比較的小さいものを想定しており、事業地内の機器類に影響を及ぼさないように設置することを考えています。落石防止柵の設置位置に関して複数案の検討の結果、敷地内にコンクリート製の高さ2500mmの落石防止柵を設置することとしました。比較案と、イメージ図はP.9-14-36～37のとおりです。

162番目の小林委員の意見については、そのとおりで、内訳の詳細はP9-12-57（表9-12-22（1）及び（2））に掲載しました。

198番目の大月市の意見については、十分に協議をおこなっていきたいと考えておりません。以上です。

（坂本会長）

主に、前回の審議会が出た意見について回答いただいたかと思えます。

それでは、ただ今の説明について、ご質問を伺いたいと思えます。

（石井委員）

色の件について、漆喰色と薄墨色、モノトーンと言い換えているが、事務局からの指摘がされています。

評価書についてもA案では、各種パターン詳細に検討していただいているが、B案では、3つが示されているだけです。丁寧にやっていただきたい。

使用している写真によって、どういった図を重ねると目立つかどうかということが決まってしまう。現在使用している写真は、背景にねずみ色が入ったようになっていて、その上にねずみ色を載せても目立たないことは明らかですので、その辺きちんと考えて、リアリティを出していただきたい。

(田中委員)

現状の植生なり、ハビタットがそれぞれどのくらいの広さがあって、今回の開発によってどのくらいになるのか。そういった表はどこかに記載されていますか。

(事業者 勝間氏)

評価書 P.9-14-26 に記載されています。

(田中委員)

表 9-14-9(1)と(2)ですね。(1)は現況ですか。

(事業者 勝間氏)

こちらは A 案です。

(田中委員)

これは、開発した後の結果ですね。(2)は B 案で、これも開発した後ですね。

まず、現状がどうなっているのか。その中で、どういった変化をしているのか。そういった増減がわかる表が必要です。

後は、動植物の話が出てきますが、今回の場合は陸上動物で直接影響があるとしているのは、カヤネズミ、シマヘビが、ハビタットの消失に影響を与えると読んでおりますが、例えば、カヤネズミについて、ススキ草原が現状でどのくらいあって、その内どのくらいがなくなって、保全対策でどれくらい補償するのか。それを受けて、結局はどうなるのかという説明がないまま、影響がないと結論付けている。

もう少し、物理空間として、どれくらいどういったものがなくなっているのか示したうえで、定性的な判断を加えたほうが良いのかなと思います。

(事業者 勝間氏)

了解しました。

(鈴木委員)

意見整理表の No33 で、ヤシ殻についてですが、非常用と言いながら、材料がないときには全面的に使うということになると、場合によっては備蓄を想定する必要があるのではないかという点と、ヤシ殻に関しては品質が良いものと悪いものが混在しているので、生乾きのような悪いものをもってくると、悪臭の問題が出てくると思いますので、そこに対する注意点は、事務局の取りまとめになるのか、事業者が注意するといった一文が必要かと思います。

(坂本委員)

たぶん取りまとめに反映することになるでしょうか。事業者の方はいかがでしょうか。

(事業者 森氏)

PKS については、万が一不足した場合に、間接的な調達を考えております。品質については、輸出時に含水を含めて基準を設けて、クリアしたものが国内に入るといった想定をしております。現地での輸出に関しては、私ども事業者が直接運営するストックヤードからの輸出作業になるので、その時点での品質管理についても、厳しく管理していくつもりでございます。

臭気に関しては、本計画においては、燃料サイロに直接投入することとしているので、露天での保管はありません。臭気対策は、既に記載されているとおり、十分な対策を講じております。

(鈴木委員)

燃焼した際のおいについては、いかがでしょうか。

(事業者 森氏)

基本的には、ボイラーに投入して、煙にその匂いが反映されるということはありません。

(福原委員)

意見整理表の 106 について、「クマタカの巢まで音が届かない」と記載されているが、生理学的に言えば、届かないというのは人間の可聴閾値以下か、あるいはクマタカの可聴閾値がどうなっているのかわかりませんが、それ以下であるととらえられるわけです

表現の問題ですが、中央道や国道からの音がどれくらいであるのに対して、事業に伴う音がさらに小さいため、影響は軽微であるとか、そのように表現したほうが、理にかなうと思います。個人的にはそのようにした方が良いと思いますが、今のような表現にしたのはどうしてでしょうか。

(事業者 有坂氏)

訂正します。

(伊東委員)

全般的な事項で、評価書の概要の部分で、どのように代替案を比較検討して絞り込んだのか記載がないところが多い。図表は掲載されているのですが、説明が記載されていないため、分かりにくいところが多かったです。

事務局の方からお話をお伺いして、A 案をブラッシュアップしたものが B 案であるとのこと。A 案と B 案を同じ土俵で比較していますが、A 案をブラッシュアップしたものが B 案であるとのことなので、ブラッシュアップをする過程の中で、複数案を比較検討する中で、配置計画等を決めなければならないと思います。B 案に至った経緯であるとか、なぜ配置をそのように決めたのか、というところは記載していただきたい。

緩衝帯について、意見整理表では No.121 について、評価書 P.9-14-37 に図があるが、施設の中に入れるように、スペースが空いていますが、これだと小動物が入ってきたりします。今回連続性について指摘していますが、この部分の設計の考え方について、教えていただきたい。

（事業者 浅葉氏）

案 1 では、落石防止策を山側の敷地上に計画していたが、この場合では動物のけもの道等の邪魔になり、動物用の開口も検討が必要になります。また斜面に設置するということで、工法を検討すると大規模な工事に発展して、工事のために既存緑地を触らなければならないため、それを避けるために、敷地内に柵を設置することと考えました。

案 2 で、敷地内に配置する場合に配置を検討しまして、敷地境界のブロックに近いほど、工場としてはスペース的には有利だが、落石を考慮した場合には、ある程度緩衝地帯が必要であると考え、セットバックして設置しています。

（坂本会長）

同図で、案 2 に設置されている柵について、隙間が空いていますが、こちらの考え方をお教えてください。

（事業者 浅葉氏）

動物が通過できるように開けておりますが、施設内には危険な施設もございますし、建物内の施設に影響があるようであれば、フェンスでふさぐ設計に変更したいと思います。

（坂本会長）

詳細な設計は今後ということを確認しました。

（湯本委員）

周辺の植栽計画について、鹿の食害が想定される。植栽木の周囲を囲うなど、食害対策の検討を行ったほうがよいと思います。

（事業者 有坂氏）

参考にさせていただきます。

（福原委員）

稜線の風車の調査においては、新しい植栽は、シカが根と幹をはいで食べています。

（杉山委員）

意見整理表 No.49 について、事務局再質問にもあるが、焼却灰の分析頻度に対する考え方を教えていただきたい。

焼却灰を測定して、重金属が検出された場合に、既にリサイクルしていましたがということでは間に合いません。評価書 P.1-33 では、重金属類は廃棄物処理法の分析方法で年 2 回のモニタリングを行うということが記載されています。

土壌として再利用する場合、土壌汚染対策に基づく含有、溶出調査の頻度の考え方を教えていただきたい。検出された際に、対応ができる頻度にしていただきたい。

以前、同様なバイオマス発電所で路盤材にリサイクルしていましたが、年 1 回しか測定しておらず、重金属が出た際に回収しようにもどこに行ってしまったのかわからない状況になって、終わってしまったことがありました。そういったことがないようにしていただきたいと思います。

(事業者 森氏)

産業廃棄物の中間処理施設への委託を考えている。中間処理後、路盤材利用もあると聞いている。

委託契約の中で、分析計画を設定するわけですが、受け入れ側からの要請に基づいて、月 1 分析結果を出してもらいたいということもあれば、受入側が週 1 分析し、問題があれば排出業者に通知するというございます。

基本は、委託先の要請に応じて分析を行っていきたいと考えている。

(坂本会長)

廃棄物処理になるわけでしょうか。

(事業者 森氏)

委託方法によっては、産業廃棄物の処理業者に委託し、廃棄物処理になる場合もある。

放射能測定もあるので、それとかなて事業者として月 1 回の分析を行う予定はしておりますが、委託先の要請によって、頻度を上げるような要請があれば、必然的に分析の回数を増やして対応することとしております。

(田中委員)

評価書 P.9-12-57 に、植生の面積が記載されている。ここには A 案と B 案による開発後の植生が記載されているが、やはりここにも開発前が記載されていません。

A 案と B 案がどういった経緯で評価書に掲載されているかについては、準備書段階と評価書段階で、変更されてこのようになったと P.1-1 に示されている。最終案としては B 案なのですが、準備書から変更になったわけなので、両方記載しなければなりません。

しかし、表現が A 案と B 案となると、いかにも代替案のように見えるが、そうではない。準備書段階の案、評価書段階の案といったような記載の検討が必要です。

全体的な話として、第 9 章に各項目についての予測評価結果が記載されているが、目次をみると、調査結果の概要と予測及び評価の結果しか記載されていない。アセスメントとしては、本来は環境保全対策がなければならない。環境保全対策は、予測及び評価の結果の中の

一部になってまっているが、別に明確に分けなければなりません。

本来は、事業者レベルが、計画時に考える環境対策は計画案そのものです。それでも残る影響をどのようにミティゲーションするのかというのが、環境保全対策です。

(坂本委員)

前回は意見がありましたが、代替案の考え方が、県と審議会では対等な案を想定しているが、事業者では最初に考えた案と評価書で考えた案を比較している。A案とB案は呼び方を変えてはどうかといったアドバイスもありましたので、知事意見にどのように反映するのか検討する必要があります。

保全対策に関しては、外に出した過去例もありますので、良い方にしていきたいと思えます。

(後藤委員)

意見整理表のID131、G2井戸の起源について、事業者からの回答は、頁岩が難透水層であるため、上部の砂礫層と遮断されているということと、一方で、亀裂・クラックも多いため、水が貯留されているということですが、矛盾していませんか。

(事業者 飯村氏)

萩原ボーリングさんとお話をしましたが、頁岩自体が何層にも重なっており、上部の砂礫層とは別れており、亀裂があるところにだけ水が来ているということでした。水が出ているところは亀裂があるから出ているだけで、それ以外の所は遮断されているとのこと。

(後藤委員)

コアの観察から、亀裂は水平方向に走っているため、水平方向への水の流れはあるけれども、鉛直方向への水の流れはないということでしょうか。縦方向に亀裂はないと。

(事業者 飯村氏)

そういう回答を得ております。

(後藤委員)

それはコアを見て観察されたのですか。

(事業者 飯村氏)

そういうことになります。

(後藤委員)

深いところに設置されたストレーナーから揚水して、地表面の地下水位が下がらなければよいのですが、そういった揚水試験は行っていますか。

(事業者 飯村氏)

行っていません。ただし、掘削の過程で、浅い位置のストレーナーを設置した段階でも、中から水が出てくる(被圧されている)という状況だったことは聞いております。

(後藤委員)

明らかに被圧されていることがわかればよいのですが。

亀裂が水平のみ入っているというのは、コアの写真など確実なことがなければ言えません。

(坂本委員)

土中のことは予測の難しいところがございますので、調査をすすめながら必要な対応を取っていただければと思います。

(福原委員)

騒音について、評価書では、現状の音がどのくらいか調査し、その際には等価騒音レベルであるとか、90%レンジの上端値などで評価しているわけです。

最近では、太陽光発電が今回の事業と同程度の距離の民地に設置され、基準等では評価できない非常に静かな時に、耳障り音としてかすかな音が問題になっている事例がある。

今回の施設についても、24時間定常運転しているところなので、現状の自然環境の音以外の音として、気になるということがこれから起きうる。そういったことを踏まえ、基準値以下であっても、苦情が起きるということも考える必要がある。こういったことについて、考える時期に来ていると思います。

(坂本委員)

アセスメントは、基本的には人に対する影響として、人が住んでいるところでどのような影響があるのか議論するわけですが、太陽光発電や今回の事業のように、自然の中の話がでてきて、その際に従来の人を対象にした基準でよいのかというアセス全体としての問題があるかと思っています。従来の考え方にとらわれずに、検討していただければと思う。

(杉山委員)

評価書 P.1-13 の造成計画について、A 案は埋戻しにより再利用し、B 案では11,000 m³を搬出することになっているが、対象地にとっての影響は変わらないと思います。

意見整理表 135 で、仮に11,000 m³が汚染されていれば2兆円くらいが必要だと思いますが、その時になって、搬出をやめてA案とB案の妥協案といったようになることもあると思うのですが、どのようにお考えですか。

(事業者 有坂氏)

計画地の土壌検査については、工事前に再度行うことを検討します。

(杉山委員)

結果によっては、発生土の使い方を変更することもあるのか。

(事業者 有坂氏)

最悪はそのようなことになるのかなと思います。

(杉山委員)

燃料の放射線量を測定するというのですが、バックグラウンドが 0.040～0.060 マイクロ Sv が出ているところで、基準として 0.015 マイクロ Sv を測定することができるのでしょうか。これは差分が 0.015 であればよいとしているのか。意味を教えてください。

(事業者 森氏)

群馬県の吾妻発電所で運用しています。

測定器そのものを購入し、燃料に直接当てて、空間線量を測定しております。その際に、倉庫前の空間線量や施設入口の空間線量といった周辺の空間線量も合わせて測定していきます。

この目的は、燃料チップの放射濃の数値が高ければ、灰に反映されるということで、灰の出口が確保できなくなるということで、自社基準の範囲内であれば燃え殻に影響もないという判断のもとで示しております。

(杉山委員)

プラスアルファということでよいのか。基準として放射線量を測定した場合に、0.016 マイクロ Sv だった場合には、それは使用しないということか、教えていただきたい。

(事業者 森氏)

原則はそのように対応したいと思っております。

(杉山委員)

再度確認しますが、測定値とバックグラウンド値との差が 0.015 になるのではなく、実測値が 0.015 ということでよいですか。バックグラウンド値が 0.04 を見ると、すべてダメになってしまうのではないかとあって、質問させていただいたのですが。

(事業者 森氏)

あくまで使用する燃料ということですので、周辺の空間線量については、対応の仕方がありません。

一般的には、高いときには、0.018 マイクロシーベルトといったときがございましたが、その際には持ち帰っていただいた。ここ最近の数値も下がっておりますので、問題はないと

思っておりますが、供用時には、車両一台一台の測定を継続していきたいと考えております。

（伊東委員）

代替案の比較をされる際に、各項目の影響が代替案ごとに発生しているのかを一覧表でまとめたものがあって、その中で、この案を絞り込んだという説明があれば分かりやすいかなと思います。

環境保全措置については、回避、最小化といった影響を緩和する方法をどのように考えたのかということをはかるように明記していただくのが良いと思います。

意見整理表の32番について、想定する燃料の入手範囲について質問させていただきましたが、FIT認定施設ということで燃料自体も保証されたものを使用することだが、安定供給の目途が立っているのかお教えいただきたい。

（事業者 森氏）

燃料構成としては、林野庁のガイドラインに沿った証明書が添付された材は、全体の中での構成は少ないです。地域的に首都圏が近いということで、剪定枝をメインとした燃料を主体として使用することを考えている。既に50以上の供給事業者との協議も終了している。想定する数量のおおよそ130%程度の数量の見通しはついていきます。

（坂本会長）

では、ここで休憩を取ります。

< 休憩 >

（坂本会長）

それでは、これまでの意見等を踏まえた意見のとりまとめ状況について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局 土橋副主幹）

資料1の各意見の前にはIDが記載しておりますが、これについては、資料2の右下にIDの説明を記載しておりますが、100番台が技術審議会意見、200番台が関係市長意見、300番台が庁内関係課意見、500番台が事務局気付きとなっております。

取りまとめた意見について説明させていただきますが、全般的な事項について説明させていただき、個別的な部分については、各委員の専門分野をご覧いただければと思います。

住民が理解しやすい工夫ということで、環境影響評価に係る図書は、住民等とのコミュニケーションツールの面もございますので、補正後の評価書の作成に当たっては、環境影響評価の検討の経緯をわかりやすく丁寧に記載していただきたいということ。

次に、評価書の補正に当たり留意すべき事項ということで、一つは、評価書手続期間中に審議会及び県に説明した内容及び提出した資料等については、補正後の評価書に反映してく

ださいということ。二つ目は、本知事意見により検討を行った内容については、検討の経緯及び結果を補正する評価書に記載すること。これまでは、各知事意見の文末に「検討の経緯及び結果を評価書に記載すること」ということで個々に記載しておりましたが、今回は全般的事項として意見に取りまとめました。

事業計画の複数案の詳細な説明についてということで、B案については、当該案を追加することとなった経緯、A案とB案の主な違い、最終的にB案を選定した理由について、事業計画の概要の部分に分かりやすく記載してください。

続いてB案の計画立案段階における複数案の検討経緯の明確化について、先ほどから意見が出ておりますが、B案については、A案の環境影響が明らかになった時期に取りまとめられたものであることから、計画立案段階における造成計画、施設の配置及び形状、自然環境への配慮などについて、環境保全の見地からの検討の経緯及びその結果を丁寧に補正後の評価書に記載すること。特に、複数案の比較により検討を行った事項については、検討に用いた複数案の内容及び比較検討の経緯を記載すること。

続いて、予測の不確実性を考慮したモニタリングと柔軟な環境保全措置の見直しの実施ということで、予測の不確実性の程度が大きい項目については、事後のモニタリングを実施して環境影響の程度を把握するとともに、環境保全措置の見直しの必要性について検討すること。ここに、留意事項を4つ上げておりますが、これについては各項目に具体的な意見を述べております。

モニタリング項目等の整理について、主に焼却灰による土壌汚染の防止といったところに関係しますが、定期的に行う環境モニタリングの内容についても、事後調査計画に含め記載すること。

原単位に係る算出根拠の明確化について、準備書においても記載を求めたところですが、十分な回答が得られていないということもございまして、特に排水の原水の濃度、焼却灰の発生量、水処理施設から発生する汚泥量を明らかにするように求めております。

「必要に応じ」行うこととしている環境保全措置について、環境保全措置等で「必要に応じて」行うこととしている事項について、内容が不明であるので、当該措置を実施する場合の具体的な判断基準等を明らかにするとともに、マニュアル等を定めて、当該措置が確実に実施できるように配慮すること。

引用する類似事例について、評価書において事例を引用した「同様な規模・仕様の木質バイオマス発電所」については、参考としている施設が特定できないため、施設の名称についても明らかにすること。明らかにできない場合には、その理由を記載し、施設の名称等については別冊資料（非公開資料）に記載すること。

情報公開の充実について、公害防止組織（P.1-36）に記載された情報公開の方法については、「事業者ホームページへの掲載」、「自治体への報告」、「事務所での閲覧」を行うことがわかるように、記載を修正すること。また、燃料や焼却灰のモニタリング結果についても、他のモニタリング結果と同様な手法で、情報公開していただきたい。基本的には、より積極的に情報提供をお願いしたいということです。

続いて、事業計画に関する事項です。

生木屑チップの由来等に係る記載の充実について、生木屑チップの燃料の出所、発生の過程と燃料化の流れについて、次の点に考慮し、説明やフロー図を追加する等により記載の充実を図ること。先ほど伊東委員からも質問がありましたが、燃料チップがどこから集められてどういう流れになるのかといったことをなるべく分かりやすい形で表現していただきたいということでございます。

生木屑チップに含まれる放射線量把握について、事業者が受け入れ基準としている放射線量、 $0.015 \mu\text{Sv/h}$ は、県東部地区、上野原市役所において観測されている空間線量の2分の1以下の低い値であるため、どのように測定するのかということを含めて基準の考え方を整理していただきたいということと、燃料中の放射能濃度、ベクレルですが、これを定期的な測定により把握していただきたいということです。

ヤシ殻燃料の取扱いについて、本事業により燃料又は非常用燃料として想定されているヤシ殻燃料の調達方法や事業場内での保管方法（保管場所・期間等）について詳細に記載すること。

環境保全対策の詳細な記載について、これは特に排ガス処理計画について、不整合が見られましたので、そういった部分についての指摘となっております。

A 沢の水環境に配慮した排水方法の選定について、A 沢への排水は、A 沢の流量変化を低減するため、常時定量で排水されるよう排水方法を検討していただきたい。これについては、今回事業者から実施する旨の回答をいただいたところでございます。二つ目は、冬期における排水温度については、外気温による低下も見込む部分があるため、事業実施中の河川水温をモニタリングすることにより影響を把握し、必要に応じて排水の温度管理の手法に検討していただきたい。

焼却灰の取扱い、管理について、将来的にリサイクルを検討しているということがございますので、次の点について整理した上で、灰処理計画を再検討していただきたい。一つは処理フローの関係ですが、主灰と飛灰を分けて取りまとめていただきたいということ。二つ目についても、フロー図の修正になります。三つ目は、灰処理について、灰を加湿する際に重金属固定剤を注入することとしているが、こういったものを使用するのか、使用条件等を示していただきたいということでございます。

続いて、焼却灰の再利用時の留意事項について、焼却灰の再利用については、焼却灰、主に飛灰が、処理過程において尿素水、消石灰及び重金属固定剤が添加、使用されていることを考慮して検討していただきたいということ。それから焼却灰を再利用品の原料等として使用する場合は、次の点を考慮していただきたいということで、一つ目は土壌改質材、路盤材、埋め戻し材、コンクリート固化などとして再利用する場合、製品が土壌汚染防止法で定める含有・溶出基準を満たすこと。放射性物質については、原子炉等規制法に基づくクリアランス基準 100Bq/kg 以下とすること。

以上、全般的事項でございます。個別的事項については、説明を割愛させていただきます。専門分野についてご覧いただき、意見を頂ければと思います。

（坂本会長）

4月17日が知事意見の提出期限になっているかと思いますが、本審議会についての締め切りはいつになるのでしょうか。

(事務局 土橋副主幹)

今回の審議会ですできるだけ意見を固めていただき、不足部分については個別に調整させていただきたいと考えております。

(坂本会長)

分かりました。事務局から、これまでの議論を踏まえた意見のとりまとめ状況を説明していただきました。これがたたき台になりまして、今日のご意見を踏まえて、最終的には県としての意見の原案をつくっていくということになります。

それでは、どこからでも構いませんので、ご意見をお願いいたします。

(石井委員)

景観について、再度お願いしますが、一番不利な状況はどこなのかを考えていただきたい。

以前の最終処分場の例がわかりやすいと思いますが、夏の時、冬の時が示されており、同じ色でも季節によって変わります。それについて、最終的にどのように考えて選定したのかということに記載していただきたい。一番不利な状況を検討していただきたい。

(事務局 土橋副主幹)

ID117に「より安全側での検討結果を示すこと」というような形で追記したいと思います。

(田中委員)

ID140、ID101について、この記載では、知事意見がA案B案が複数案と認めていることになります。複数案ではないので、それを踏まえたうえで、環境保全対策の検討の段階に沿って、どこが回避できるのか、回避できないものは最小化できるか、回避も最小化もできないものはやむを得ずどういう対策ができるのか。そこまで定性的かつ定量的に記載するのは、前例を見ても難しいが、少なくとも複数案ではないので、それを明確にする必要があります。

それから、保全措置が中に入ってしまったので、外に出して明確にして、環境影響に対してどのような対策を講じたのかわかるような評価書を作成することが重要です。

(坂本委員)

ID140では、A案とB案を明確に定義し、いわゆる複数案ではないことを明確にさせていただいて、そのうえで、B案について複数案を記載するということでしょうか。

(田中委員)

はい。それから環境保全対策については、ID506に保全措置の部分があるので、そのあた

りに追加で記載してはいかがでしょうか。

(坂本委員)

では、ID506 で、予測と保全措置を明確に分けることをわかるように表現して下さい。

(佐藤委員)

ID132 の A 沢の件について、(2) に「必要に応じて」と記載されている。再三議論してきましたが、真冬時に、沢に 20 度の排水を流して、下がるまでにはそれなりの距離が必要だと思います。この「必要に応じて」という記載は検討していただきたい。

それから、クマタカに関する意見 ID122 について、全体があいまいにまとめられている。クマタカの繁殖スケジュールに沿った工事計画を提出していただき、確認することを明確にしていきたい。

(坂本委員)

ID132 については、河川の温度環境への影響を最小にすることなど、表現を検討して下さい。

ID122 については、工事スケジュールを明確にして、クマタカの繁殖スケジュールに沿った調査、対応をするということでしょうか。事務局は案を作成して意見を聴いてください。

(事務局 土橋副主幹)

ID122 (2) で造巣期や巣内育雛期において想定している工事内容及び騒音、高所作業等の内容を明らかにすることを求めているのですが、いかがでしょうか。

(佐藤委員)

ここはもう少し具体的にクマタカの繁殖タイムスケジュールと工事のスケジュールを合わせて、3月に入ってから高所クレーンを使ってもよいということではありません。

(事務局 土橋副主幹)

今のお話の中では、現在の記載に、現地のクマタカの状況に合わせて、スケジュールを検討することといったことではいかがでしょうか。

(佐藤委員)

県としても、各月にどのような工事が入るのか把握する必要があると思いますので、クマタカの繁殖スケジュールに配慮できるような計画を事業者から提案いただければよいと思います。

(福原委員)

ID536 について、夜間には自然由来の音しかないことが多々ある。規制基準とは異なる小

さい音で耳障り音にも配慮することがわかるように、文言調整をお願いしたい。

(坂本委員)

夜間の時間帯については、本来の自然の音とも比較するなど、といったことで調整してください。

(後藤委員)

ID131 地下水使用量の検討ですが、(1)で求めていることについては、本日の会議でストレーナーを1つにすることは明言されていますので、意見を変更するのか、事務局のお考えをお教えてください。

(事務局 土橋副主幹)

基本的には、事業者から十分な回答が得られていれば、審議会に回答した事項を評価書に反映するという担保したうえで、個別の意見を削除することはできます。

(坂本委員)

意見整理表を作成した段階での意見のとりまとめ状況ですので、本日の回答を反映させれば、ここからは削除できるということです。

(後藤委員)

では、ストレーナーの数については、明確な回答が得られましたので、セメントミルクを入れて上とつながらないようにするとか、縦方向への亀裂はないといった不確定なことがありますので、周辺の地盤沈下等を計測しながら揚水するといったことを入れてはいかがでしょうか。

(坂本委員)

それぞれの専門分野については、各委員と調整していただき、全体のバランスについては、事務局と私で整理させていただければと思います。

(後藤委員)

ID109 図番号は修正願います。図表番号は再確認すること。

ID111、ID138 については、誤記等がありましたので、修正してください。

(事務局 土橋副主幹)

了解いたしました。

(坂本会長)

ご意見が出尽くしたようなので、以上で、意見交換を終了したいと思います。今後の手続

きですが、出された意見については、事務局で修正していただき、みなさんに送付しますので修正等意見をお願いいたします。欠席の委員には、別に対応させていただきたいと思いません。

委員の皆様については、追加のご意見がありましたら、27日(金)までに事務局に送付してください。

委員の皆様においては、細かい部分の修正は、会長に一任させていただきたいと思いません。

議題2 技術指針の改正について

(坂本会長)

技術指針の改正について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 渡邊主任)

山梨県環境影響評価等技術指針の改正について、放射性物質の環境影響評価等の手法の技術指針への追加ということで説明させていただきます。まず、「山梨県環境影響評価等技術指針」は平成11年2月22日に告示しております。技術指針の趣旨でございますが、条例第5条第1項の規定により、環境影響評価並びに事業の実施中及び実施後の調査が科学的かつ適切に行われるために必要な技術的事項について、すべての対象事業に共通するものとして定めたものでございます。見直しの必要性ですが、平成23年3月に起きた福島第一原子力発電所の事故を受け、平成25年6月21日に環境影響評価法はこれまで適用除外としてきた放射性物質を環境影響評価の対象とする一部改正を行いました。平成26年6月26日には基本的事項の見直しが行われております。平成27年1月～2月には「環境影響評価技術ガイド(放射性物質)(案)」、平成27年2月～3月には「廃棄物の最終処分場事業主務省令の改正案」のパブリックコメント行われた。今後、関係する主務省令が順次改正される予定でございます。

本県条例においても、法律に準じ、放射性物質に関する適用除外を削除することについて、平成25年12月19日の技術審議会の審議を経て、平成26年3月に条例を改正しております。今後は、国の基本的事項、「環境影響評価技術ガイド(放射性物質)(案)」及び主務省令の改正内容を確認する中で、当該事項に係る本県の技術指針の改正を行ってまいります。

技術指針の改正は、条例の規定により技術審議会の審議事項となっているため、内容について、審議会において検討を行います。今後のスケジュールですが、本日審議会に提案させていただき、検討に着手いたしまして、4月の審議会での審議し、5月中旬には庁内調整会議での検討、5月下旬には告示して、6月1日施行と考えております。

続いて、想定される環境影響要因と関連する評価項目ということで、(1)に環境影響評価法主務省令等が想定している環境影響要因を整理いたしました。まだ正式な主務省令が施行されておられませんので、技術ガイドやパブリックコメントが行われた処分場の主務省令を参考にして整理しました。まず、工事中、存在・供用時の影響について、環境影響要因として土地の造成、構造物の設置除去、施設の稼働、運搬があります。環境影響の例としては、

粉じんの飛散、降雨等による表土の流出、建設工事に伴う副産物の発生などがあげられます。予測対象としては、放射性物質の飛散・流出 で関連評価項目は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などと考えられます。供用中については、主に廃棄物最終処分場や原子力発電所の設置が対象事業として考えられておりますが、環境影響要因として施設の稼働、運搬があります。環境影響の例としては、土砂の運搬、覆土などがあげられます。予測対象としては、放射性物質の飛散・流出で関連評価項目は大気汚染、水質汚濁、廃棄物 などが考えられます。一方で、条例において想定する環境影響要因ですが、法律と異なり対象事業が横出しされておりますので、想定される対象事業としては、廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）、下水道終末処理場、工場・事業場（バイオマス発電施設、バイオマスボイラー設置事業場）その他規則で定める事業（発生土処分場）が想定されます。工事中は、法律と同様ですが、存在・供用中においては、燃料又は原料の使用、保管、集積などが追加されると考えております。予測対象については、放射性物質の飛散・流出 集積・濃縮・飛散・流出、関連評価項目として大気汚染、水質汚濁、廃棄物などがございます。

調査・予測及び評価のイメージといたしましては、調査内容としては原子力規制委員会が公表している航空機モニタリングの測定結果、モニタリングポストにおける空間線量の観測結果、必要に応じ、計画地における放射能濃度の測定などが考えられます。

予測事項については、計画地への搬入、搬出等の可能性の把握と影響を整理することで、計画地内への搬入の可能性として、造成等における搬入土に含まれ搬入、供用後における燃料・原料に含まれて搬入することが考えられます。また、計画地外への流出・漏えいですが、降雨等で濁水として流出、保管庫や貯留場所からの漏えいが考えられます。事業活動に伴う濃縮については、ボイラーや焼却炉における燃焼に伴う焼却灰への濃縮、下水道終末処理施設等における汚泥への濃縮が考えられます。事業活動に伴う保管については、燃料・原料・焼却灰・汚泥等の保管などがございます。保全措置及び事後調査については、搬入物中の放射線濃度の定期的な分析による搬入状況の把握、異常値を確認した場合の対応方針の検討がでございます。

以降のページには、参考資料をつけてございますので、ご確認ください。

（坂本会長）

ありがとうございました。説明いただいたスケジュールからいけば、次回の審議会では、事務局からのたたき台が出され、更に国の技術ガイドや主務省令などが出されるのかと思います。

それでは、ただ今の説明について、ご質問や意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。法律と条令で異なるということで、それをどのように対応するのかといったところがポイントになるかと思えます。

現状を確認させていただきたいと思いますが、現在の下水道終末処理施設では、汚泥はどのようなになっているのでしょうか。

（事務局 土橋副主幹）

確認して後日説明させていただきます。

(坂本会長)

参考資料がございます、国の資料なども各自ご覧いただき、次回議論させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(前沢次長)

いずれにしても、主務省令が近いうちに出されますので、そちらもお送りさせていただきます。

(坂本会長)

少なくとも、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物という項目に関わりますので、ご専門の委員については、特にご覧ください。

(福原委員)

放射性物質のことが明確になってきたら、リニアの時のように一時的に専門の方を入れるということでは対応できないのではないのでしょうか。

(前沢次長)

今後も木質バイオマスといった事例も考えられますので、検討させていただきたいと思います。しかし、審議会の委員定員は15名になっておりまして、上限いっぱいになっておりますので、すぐに対応するのは難しいと考えておりまして、当面の措置としては専門の方をお願いするというのも一つの案かと考えております。

(坂本会長)

場合によっては、事務局の方から専門の先生に意見をお聞きするというのもあるかと思えます。

この件については、次回具体的な審議を行いたいと思います。

議題3 その他

(坂本会長)

その、他何かございますでしょうか。

(事務局 土橋副主幹)

4月以降の日程調整を送付したので、ご回答をお願いします。

また、判定手続きを行いました北杜市の太陽光エネルギー事業について、調査結果を一通りまとめたものが提出されることになっております。案でいただいているものは、100ペー

ジを超える調査結果と実施した保全措置について、報告されております。またご案内させていただきます。

(坂本会長)

では、以上で議事をおわります。事務局にお返しいたします。

4 閉会

(河西課長補佐)

坂本会長、ありがとうございました。

これをもちまして、本日の環境影響評価等技術審議会を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。